

～14時開会～

## 令和元年度第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録

### 1. あいさつ

### 2. 議事

- (1) 基山町まちづくり基本条例及び基山町まちづくり基本条例施行規則の解説
- (2) 基山町まちづくり基本条例の検討及び見直しについて

### 3. その他

- ・次回開催日程について

### 1. あいさつ

まちづくり課長の挨拶。

### 2. 議事

- (1) 基山町まちづくり基本条例及び基山町まちづくり基本条例施行規則の解説  
事務局より資料に基づき説明

【事務局】先ず最初に、数力所資料の訂正を、お願いします。

【会長】条例及び規則の解説について、何か質問はありませんか。

分厚い資料に、目を通す時間はありましたか。分からない点があれば、確認ということですか。

【事務局】今回、初めて委員になられた委員さんもいらっしゃいますので、読む形で、少し説明させてください。9ページ第16条市民提案制度について、追加資料参照、平成27年度当時の審議委員さんより、条例の改正ではなく、手続きや、仕組みを変えるとの、提案があり、内容を変更した。当時、陳情案件が多く、要望・提案・意見と、分けることにより整理され、件数は減ったが、以前は無かった意見も提出されるようになった。9年経ち市民さんに浸透してきていると感じている。次に、第17条まちづくり計画の策定について、個人も、団体もできる。先ず認定から始まり、認定されると、支援などのメリットがある。地域計画を作るときは、各区に、三名の地域担当職員がいるので、一緒に、課題解決をして計画書を作成していく。今のところ、1件なので、今後増やしていきたい課題である。第19条第20条21条情報の公開、予算の公表、財務状況の公表、見やすい公表を心がける。第22条協働の推進、資料2参照、市民と協働で行えると判断した事業については、

基山町協働化事業一覧表を作成し公表する。男女共同参画推進事業・婚活事業がある。第23条第24条、重要な計画への参加、町民参加の方法。5つの方法等により、意見を求め、考慮し、まちづくりの決定を行う。第25条町民投票。例えば、合併問題等、結果は、非常に強い影響がある。基山町では、まだ実施した事例は無い。第26条総合計画、5年ごとに見直しをしている。行政評価、行政評価し、公表する。評価に基づき、施策や、予算編成の、見直しをする。第27条基山町まちづくり審議委員会、審議会を、少なくとも年に1回開催。第28条条例の検討及び見直し、条例の施行後、4年を超えない期間ごとに検討する。長くなりましたが、以上です。

【会長】今の、手続き、仕組みの状況の説明について、分からぬ点などはないですか。私から、1つ伺います。行政評価については、担当部署が評価するのですか。

【事務局】今のところ、第三者がするのではなく、担当部署でしています。一度にすると、多いので、3年で一回りできるように、各担当部署、係でしています。

【会長】他に何か、質問等はありませんか。

【委員】第25条町民投票について、例えば、市町村合併などで、町民投票をした場合の結果を、町長は従うのか、参考にするのか。

【事務局】やる場合には、先ず条例を定めてからになるので、議会にかけてから。結果は、重く受け止めるものなので、参考にする内容かは、町長や、議会の判断になってくると思います。

【委員】条例を別に定めるのとするとあるが、その条例はあるのか。

【事務局】今は、想定しているものが無いのでまだ無いです。

【委員】作ってないのか。

【事務局】その時に、内容に応じて作るものだと思うので、作って無いです。

【委員】例えば、1000名の意見がでれば、町民投票になるとか、そういうものを含めても無いのか。

【事務局】今のところ無いです。相当、町が動く時だと思うので、例えば、大阪都構想で、住民投票条例を作り、参加者は誰など、条例を作っていく、投票をしていくとなるが、相当の運気がないと出来ないものだと思います。

【会長】提案するのは、町長であって、議会とか住民からの署名があって、というものではないのですか。

【事務局】はい、そうです。

【委員】まちづくりの最高規範とし、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないとあるから、これで決めて良いのでは。

【事務局】町民投票を、最高規範として定めているのだが、更に具体的な内容となると、この条例ではなく、規則なのか。調べてみます。無いですね。

【委員】想定される事案とは何か。それが前提となり可能となってしまうから、先に作るのは、慎重になるのか。

【委員】沖縄でもあった、住民の意思を確認するという投票には3分の2以上の数が必要で

あるとか、住民の総意を求める、表明する、という意味としたら、事案とは別にあってもしかるべきものでは。

【委 員】町民投票の結果は、尊重するとあるが、それが100%守らなければならないとは書かれていません。町民投票には、なかなかならない、難しい気がする。

【委 員】この項目自体が、必要なのか。町民投票はやれても、やり方も、項目も決まっていない、結果も公表するが、どうなるのか分からない、尊重するとは書かれているが、やってもやらなくても、拘束がないでは、載せておく意味があるのか。書いているから、議論が出る。沖縄の話も出たが、法律上は、何の拘束もない。

【事務局】最高規範として作った、手続き条例といわれる部分であり、今までにあるものを取りには、それなりの手順が必要で、今想定していないから要らないとは、難しい。

【委 員】作った時の意図を表す資料はありますか。

【事務局】平成23年の4月から2年がかりで作られたもの、そのうちの1年は、議会と議論を重ねて。作っただけではなく、最高規範として、町に絶対守らせるため、町と合わせて作った。

【会 長】別途条例を定めるとあるが、定めなくてもいいのかという、木村委員からのご指摘については、常設で、住民投票を条例で決めている自治体もあるが、定めておくことによって、提案するのが町長であって、条例を定めるには議会の同意が必要であり、案件ごとに政治的な状況が反映せれやすい仕組みとは、理解できる。仮に、町民投票をする場合、町長だけではなく、議会の意見も反映されて実施される。その時の政治状況で、条例が制定されない場合もあるのではとなると、事前に決めておく必要があるのでは。

【委 員】よその市町にもあると思う。今のところ、事例がないからはずすのはどうかと思う。

【事務局】近隣の状況を調べて、次に報告させてください。

【会 長】他に何か。

【委 員】事業評価について、各課で、選んで評価すると聞いたが、各課でどういうものを、どういう評価をしたかを、数字だけでも全体を知りたい。各課が、評価しやすいものを選んでいるのか。

【事務局】各課が、好きなもの、やりたいものを選んでいるのではなく、総務企画課から、今年はこの部分をと指示があり、まんべんなく1周する。目的を達しているのか、今後継続が必要かを、判断評価する。公表しているものは、次回提出します。

【会 長】ホームページで公表しているのか。

【事務局】はい、しています。

【会 長】他に何か質問はありませんか。それでは、議事の(2)に移ります。

## (2) 基山町まちづくり基本条例の検討及び見直しについて

【事務局】まちづくり基本条例に関する改正について、これまでの経緯、資料参照、平成28年審議会からの答申は、改正または、改廃は必要なし、ただし、運営上の提言として3項目を提言される。平成28年6月1日一部改正、まちづくり提案書の様式に、提案種別（提案・意見・要望）の欄を追加。平成29年4月1日まちづくり基金事業補助金交付要綱一部改正、支援内容変更、策定団体に対する支援内容追加、補助期間を3年から最長6年へ。提案書の欄を変更したが、いまだ、提案が少ないので、課題の1つである。

【会長】今年度は、4年に1度の見直しの年、6年前に一部改正され、4年前には、3項目の答申がなされた。本審議会も改正、改廃を審議しないといけない。仮に、改正等がある場合は、12月の議会にかけないといけない。前回の議事録を見ると、外国人の住民として、これから増加で、見直しが必要なのはとの、意見があった。気になるのが、4年前の答申の提言の①と②で、提案が少ないと、策定団体を増やすも、増えていない、答申が生かされていないのが現状。当審議会も、同じような内容になるのか、もう一步踏み込んだ内容になるのか、ご検討いただきたい。

【事務局】昨年の審議会でも、提案が少ないというのを議論があり、結果として、町民さんが、相当数、町の事業に関わっている事案が多いのではとの、意見をいただいた。資料3参照、町民さんがこれだけの数、事業に関わっていることで、提案をせずに、済んでいるのでは。町民提案は、浸透してきていると思うが、これからは、要望を、提案に移行してもらえるようにしたい。まちづくり基金事業を、まちづくり計画に移行していきたい、今1団体進めている。

【会長】提案は、多くないが、協働が成熟してきていると言える。

【委員】課長は、地域ごとのまちづくりを、もっと広げたいと言われたが、私の区では、周知徹底されていない。中山間区域でもまだ。この制度で、町おこしができるのでは。もっとPRを。

【事務局】やって欲しいという割には、そこに絞ったPRを、分かりやすくしていない。まちづくり計画なので、地域を盛り上げていく、7区は、桜ロードを作り、歩いて危ないところを点検し、桜が咲けば、桜祭りを開こうと、形が作られてきた。13区は、花を咲かせている。地域がきれいになれば、町が良くなるというのを、基金を使って6年になる。このまま終わるのではなく、13区全体として、考えましょうと、今進めている。5区は、1年を通して神社関係の行事が多く、区の行事が忙しい。地域ごとに違っている。出発点は、これに困っているということからが、計画に乗り易い。これを広げていく。地域に入っていくことが大切。

【委員】地域担当職員制度3名は、管理職の人で、区の状況や町の制度を、よく知っている人なので、提案を積極的にしてほしい。

【会長】基山町は、何区ありますか。

【事務局】17区です。

【会長】区によって、積極的にやっているところと、そうでないところがある。そうでないところにどう働きかけるかということですね。

【委員】提案と要望の違いは何ですか。提案・要望・意見の違いが、町民が分かっているのか。提案が少ない原因では。

【事務局】要望・提案・意見に、申請時、出す人がどういう意識か考えてもらうために、自分で丸をつけてもらう。それぞれ30日以内に、回答しなければいけない。要望は、区長さんが多い。子供達が歩く道路に、緑の安全帯をつけて等の、地域に密着した内容。意見は、回答を求めない、私の意見ですというもの。提案は、行政としてこういう取り組みを、一緒にやりましょうという協働の提案。まちづくり基金に、申し込まれる方は、話をすれば、提案が出てくるかもしれない。要望は、たくさんある。緊急のものもあるので、先になる場合もある。こちらが気づかないことを、出されるのも要望が多い。

【委員】提案が少ないので、どういうパターンで出したら、提案になるのか。

【事務局】出し方が分かりにくいのが、問題ですね。

【委員】現役の区長さん達にちゃんと話をしてもらう。各区運営委員さんと、担当職員さんと、話し合いをしてもらう。一般の人は、先を見通しての提案は難しい。普段からの、働きかけをしてもらわないと難しいのでは。目標、前向きな意見を、出してもらえるように。

【事務局】提案を増やそうとすれば、そういう努力が欠けていますね。まずは、担当職員にやり方を教え、区長さん方に相談をしていきます。

【委員】地域担当職員さんの働きかけが大切。各区の状況がちがうから。

【事務局】町長懇談会が、3年目になり3年分の意見を、載せたものを公表している。それに、提案の元があるかもしれない。

【会長】確かに、5年で1件は少ないので。

【事務局】相談に来られてのケースが多いので、書き方を教えて、一緒にしながら受け付けをしていきたいです。

【会長】他にありますか。それ以外でも。

【委員】先日、町長懇談会があり、地域担当職員3名来られていた。町営球場の時計が壊れているとの、意見があったが、担当職員さんが手配してくれて、すぐに動いてくれた。いろいろな意見に対しても、次の時には、回答してくれた。提案しなくても、動いてくれるということもあるのでは。

【会長】町民提案という仕組みは使わなくても、職員が動いてくれているのですね。

【事務局】地域担当職員制度が、パイプ役として機能しているのがうれしいです。

【会長】他にありませんか。

【委員】町民提案制度は、1ヵ月以内に回答、公表すると言われている。町のホームページに記載。これを見れない人のために、紙による結果公表を、広報きやま等で、毎回は無理でも何ヶ月に1回でもできないか。

【事務局】内容的に、長くなる場合もあるので、集約してなど、検討させてください。

【会長】他にお気づきの点は。今のところ、町民投票制度について、別途条例を定めるを、定めておかなくてよいのかというのと、町民提案制度について、4年前に内容を変更しているが、提案の件数は増えていないが、基金事業が充実してきた、町づくり計画が充実してきたのでは、との見解が示された。公表のあり方も広報きやまを活用しては。他にありませんか？今のところ、条例そのものの改正、改廃等の意見は、出でていないうだが、4年前と同じような答申になるのか。前回の審議会では、外国人の件で、条例を変えるというのはあったが、町民の定義の中にあるので、そのままで良いのではと、事務局と話をした。これから町が、外国人をたくさん呼び込んで、特色あるまちづくりをしていくのであれば、条例を多文化共生や、ポジティブに変えていく事もあるのでは。今のところ外国人は、それほど多くない。

【事務局】205人です。

【会長】今のところ、条例の改正まではないのでは。

【委員】外国人の件は地域によるが、ルールを守らない。子供さんに、声かけ事案があつたりしている。アミーゴの活動は、すばらしい。育った環境が違うので、基山の状況を知ってほしい。

【会長】国の政策で、外国人を働き手として多く受け入れ、コンビニでも珍しくなくなつた。今後、基山でも増えると、外国人との触れ合いの場が必要では。

【委員】基山で多いのは、7区、11区、3区。11区は、アパートなので、住民との交流が無い。組合費の問題。交通マナーなどを教えるなど、話ができる場があるとよい。分からぬで、やっているのだろうから。

【事務局】住民登録205名、就労目的130名程度、住民として生活70名程度。就労目的では、ベトナム国籍が多い。交通マナー、ごみ出しが問題が多い。にほんごひろば「あみいご」は、毎月1回以上開催している。日本語の教育ではない、日本の教育をしている。今年度は、多文化共生プランを作る。中身は今からしっかりとつめていく。ごみ出しのポスターを、英語、ベトナム語に翻訳しているところ、もうしばらくすると、転入の時に渡せる。自転車の乗り方については、まちづくり基金を使って、7区の方が作られたものを利用。

【委員】今のあみいごさんの補足で、参加者は、多くて10名～20名程度。研修生で来ているから、休みの日は、ぐったりで行けないという話もある。あみいごさんにだけ任せては大変。

【委員】受け入れている企業にもお願いする。基山に事業所があるところだから、そことやり取りをして、説明、教育をしていってもらう。問題があるという、実態をいえ、動いてもらえるのでは。

【事務局】あみいごは、国際フェスタなど楽しいものへの参加で、生活に関わる事などは、早いうちに事業所などに、直接こちらから行く。

【委員】日本語学校の生徒さんに聞くと、小郡の人も多い。基山の企業だけではカバーできない。

【委 員】昔から、外国人を受け入れているところの、意見を聞いて。

【委 員】ごみ出しポスターの件、中国語や、韓国語がなくても大丈夫か。アジア系が多いと思う。出来るだけタイムリーに。

【事務局】次は、中国語、韓国語ですね。なかなか苦労しているが、インターネットで翻訳して、チェックしてもらいながら作っている。7区の方では、3号線を渡るのが危ないので、警察の人と、交通マナーを知らせている。一緒に餅つきをしたり、日頃の交流もある。

【会 長】外国人との共生については、多文化共生プランを作成中のことなので、今回条例を改正するまでは。

【委 員】将来増えていくことを、考えていかなくてはいけないのでは。

【事務局】はい。

【委 員】ネパールの人はいないのか？

【委 員】基山には、ネパール人は少ない。鳥栖の商工団地です。

【事務局】205人の内訳ですが、ベトナムが101人、中国45人、韓国系10人、フィリピン21人、インドネシア1人、ネパール1人、ミャンマー2人、タイ5人、台湾2人、カンボジア2人、マレーシア5人、シンガポール1人、フランス1人、ルーマニア1人、ロシア1人、アメリカ4人、メキシコ1人、ジャマイカ1人です。

【委 員】国別というよりも、研修生で来るか、日本語学校で来るかで違う。

【事務局】永住者が53人です。永住者の国籍は分かりません。

【委 員】永住者は、町のルールを分かっていて、町に溶け込もうとしている。研修生は、3年ほどだから、地域のコミュニティに参加するよりも、稼いで、休んでいたほうが、良いと思うのだろう。

【委 員】住んでいる区が限られている。

【委 員】205人は、定住者か。

【事務局】住民登録をしている人。それ以外の人もいるので、昼間は、もっといるということですね。

【委 員】日本に来る前も、勉強てきて、企業でも教育している、地方自治体としても何かしないと。

【会 長】4年後を見据えると、人数が増えていくことを考えれば、答申をするかはまだだが、当審議会でも何らかの、提言ということも。

【委 員】基山と若基のエリアでは、基山が増えていると思う。まだまだ、アパートも増える可能性も。対策はしていた方が良い。

【事務局】多文化共生プランは、将来を見据えて、企業の話を聞きながら、実情に合ったプランを考えていく。

【委 員】せっかく、来られるのなら、上手く付き合っていきたい。

【会 長】今の件、他の件でも何かありませんか。今後のスケジュールとして、改正等の見直しがなければ、年内は少なくなりますか。

【事務局】特になければ、回数を重ねることはないと思います。本日、改正の必要なしであ

れば、次の会は、急がなくても良いです。

【会長】委員が言われた町民投票の件で、事前に決めておかなくて良いのかについては、他の自治体が、どうされているかを次回聞いた上で、改正するしないを決めるで良いですか。

【委員】異議なし。

### 3. その他

#### ○次回開催について

8月26日（月） 14時から

～16時閉会～

まちづくり審議会条例第6条により、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 (氏名)

土肥 熊司



委員 (氏名)

中村 真智子



委員 (氏名)

梅辻 一正

